

# 仕様書

請負の表示	大阪大学箕面地区構内建物その他清掃請負 一式
請負の期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。
請負の場所	箕面市栗生間谷東8丁目1番1号 国立大学法人大阪大学箕面地区構内
適用規程	国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。
請負代金の支払	請負代金は、毎月の請負完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。

## 1. 一般事項

- (1) 清掃は、本学の環境、特殊事情等を考慮し、教育研究等に支障のないように留意するとともに、清潔、衛生面の保持に注意し、業務に支障のないよう本仕様書及び別冊図面により行うものとする。
- (2) 清掃の実施場所、清掃期間、回数、面積、時間は別図・別表のとおりとするが、天災等特別な事由及び本学の管理部局の都合等により一部変更することがある。
- (3) 受注者は、作業員に対し清掃作業に必要な知識・技術等に関する研修を実施し、継続して従事することができるようにその配置には適正を期し、業務に支障を来さないようにするものとする。
- (4) 受注者は、本仕様書に基づき、作業員名簿及び作業計画書を作成し、事前に発注者の確認を受けるものとする。
- (5) 受注者は、作業責任者（ビルクリーニング技能士又は建築物環境衛生管理技術者の資格を有する者）を定め、常に作業員に対する指示・監督を行わせるものとする。
- (6) 作業責任者は、常に作業が仕様書のとおり実施されているか点検を行い、清掃が不十分な場合は作業員に作業のやり直しを命じて行わせるものとする。また、緊急の連絡等に対して速やかに対応するものとする。
- (7) 作業員の休憩、休息及び更衣場所並びに清掃用具の保管場所は、発注者が用意するものとする。
- (8) 清掃に必要な消耗品及び清掃用具・機器等は、特記するものを除き、すべて受注者が用意するものとする。（トイレットペーパー、手洗い液、トイレ衛生陶器用洗剤、ポリ袋、芳香剤、照明器具の球、自動水洗用電池は本学が支給）ただし、清掃作業実施に必要な光熱水料は、発注者が負担するものとする。
- (9) 消耗品及び清掃用具・機器等は、整理整頓及び清掃・整備すること。また、定期的に点検し、適宜整備や取替等を行い、適切な状態を保つよう管理すること。
- (10) 清掃作業実施にあたり、机・椅子・ゴミ箱等移動できるものは移動して実施し、実施後元に戻すこと。
- (11) 清掃作業実施にあたって、建物・工作物等の破損箇所・異常箇所を発見したときは、直ちに本学担当職員に報告すること。

- (1 2) 作業員は、清掃中、備え付けの機器及び施設等に破損又は損傷を与えないよう十分注意するものとする。万一、不注意等により破損又は損傷を与えた場合は、直ちに本学担当職員に報告し、受注者において、これを弁償するものとする。
- (1 3) 受注者は、作業員に常に制服等を着用させ、名札等により清掃作業員であることを表示するものとする。
- (1 4) 受注者は、各日の清掃作業終了時に作業内容と作業者を記した日常清掃作業報告書を本学担当職員に提出すること。なお、指摘された不適切な箇所は直ちに手直しを行うものとする。
- (1 5) 発注者は、適正な契約履行を確保するため、日々の検査に加え、随時に検査を行うものとする。なお、随時検査を行う場合、発注者は受注者に事前通知は行わず、実施当日に通知するものとする。
- (1 6) 発注者は検査の結果、仕様書の内容を満たさない清掃状態等であると判断した場合には、受注者に対して口頭又は書面により改善要求を行い、その要求に対し改善がなされない場合には、契約を解除できるものとする。
- (1 7) 作業員は、各部局等の管理上の諸規定に従うものとする。
- (1 8) その他細部については、下記事項並びに発注者と受注者の協議によるものとする。

## 2. 業務時間

日常清掃、6：30～17：00の間に実施するものとする。

## 3. 清掃要領

### I. 日常清掃

#### (1) 廊下等（廊下・階段・玄関・ホール等）

- ①床は自在箒又はフロアダスター等による除塵を行うこと。汚れの目立つ場所は必要に応じて適正洗剤を用いて拭き、汚れを除去すること。異物や付着物の汚れは適正に除去すること。
- ②玄関ホールのガラス面はタオル等で水拭きし、必要に応じて適正洗剤を用いて汚れを除去し、拭き跡が残らないよう仕上げること。
- ③窓台、配置しているテーブル・椅子等の什器備品類は適宜除塵、乾拭き等を行うこと。
- ④手すりは、必要に応じて適正洗剤を用いて拭くこと。
- ⑤カーペット部分、フロアマット等は真空掃除機で吸塵し、シミ等の汚れがあれば適正洗剤等で除去すること。

#### (2) 便所・洗面所

- ①床は自在箒等により除塵を行い、モップ等で適正洗剤を用いて全面水拭きを行うこと。異物や付着物の汚れは適正に除去すること。水洗い可能な場所は、必要に応じて定期的にブラシ等で適正洗剤を用いて水洗いを行うこと。
- ②扉・面台・ブース・窓台等は必要に応じて適正洗剤を用い、汚れを除去すること。
- ③洗面台・洗面器はスポンジで適正洗剤を塗布し、洗浄すること。水栓器具（シャワーを含む）・排水トラップ等は必要に応じて適正洗剤を用いて洗浄し、拭くこと。
- ④鏡等は適正洗剤を用いて乾拭きし、拭き跡が残らないよう仕上げること。
- ⑤便器陶器は、専用ブラシ等で適正洗剤を用いて洗浄すること。また、水栓器具・排水トラップ・フラッシュバルブ等の金属部は適正洗剤を用いて乾拭きすること。
- ⑥陶器に尿石が付着している場合は、尿石除去剤を用いて除去すること。

- ⑦ トイレトペーパー・手洗い液・芳香剤・自動水栓用電池は、支給を受け補給・交換等行うこと。
- ⑧ ごみ・汚物の収集を行い、容器の汚れた部分は適正洗剤にて拭き取ること。
- ⑨ 便器のつまり等で、修復が困難な場合は、本学担当職員に報告すること。

### (3) 室内

- ① 床は自在箒又はフロアダスター等による除塵を行うこと。汚れが目立つ場所は適正洗剤を用いて拭き、汚れを除去すること。異物や付着物の汚れは適正に除去すること。
- ② カーペット部分は真空掃除機等で吸塵し、シミ等の汚れがあれば適正洗剤等で除去すること。
- ③ 指定箇所の机等はタオル等で水拭きをすること。汚れ・落書きは適正洗剤等を用いて除去すること。必要に応じて椅子等の附属する備品類を拭くこと。
- ④ 黒板は、雑巾で水拭きすること。また、黒板の溝・チョーク箱及び黒板消しクリーナー内の清掃をすること。白板は、固く絞った雑巾等で水拭きし、乾いたタオル・クロス等で拭き取ること。白板の汚れが残っている場合は、適正洗剤等を用いて汚れを除去すること。白板の溝は固く絞った雑巾等で拭くこと。
- ⑤ 手洗器・流し類は、水栓・排水管等金属部含め適正洗剤を用いて洗浄し、水拭きをすること。
- ⑥ その他什器備品類、窓台は適宜除塵、乾拭き又は水拭きをすること。汚れは適正洗剤等を用いて除去すること。

### (4) エレベーター

- ① 真空掃除機による吸塵を行うこと（扉溝を含む）。汚れが目立つ場所は適正洗剤を用いて拭くこと。異物や付着物の汚れは適正に除去すること。その際、ピット内にごみや埃等が入らないよう注意すること。
- ② 壁・扉・操作盤・各階乗り場操作盤は水拭き又は乾拭き仕上げをすること。

### (5) 屋上等

- ① 床面は、箒等により集塵し、塵屑等は指定の集積場所へ運搬すること。
- ② ルーフドレインや排水溝の塵芥、落葉等を除去し、雨水や排水に支障のないよう留意すること。

### (6) ごみ収集

- ① 清掃範囲（箕面地区ごみ収集実施場所・回数表）内のごみ箱等のごみ及び清掃で収集したごみを分別、袋詰めし、指定の集積場所へ運搬すること。ごみ箱にはポリ袋を設置すること。
- ② ごみ箱及び集積場所を適宜清掃すること。

### (7) 照明器具の球交換

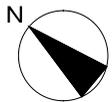
- ① 清掃範囲（日常清掃）内の照明器具の球交換を適宜行うこと。  
（A棟215・416及び外灯を除く）
- ② 交換時には、カバー等照明器具の除塵等を行うこと。

### (8) その他注意事項

- ① 施錠されている箇所は、清掃作業時に守衛室または本学担当職員から鍵を受取り開錠し、清

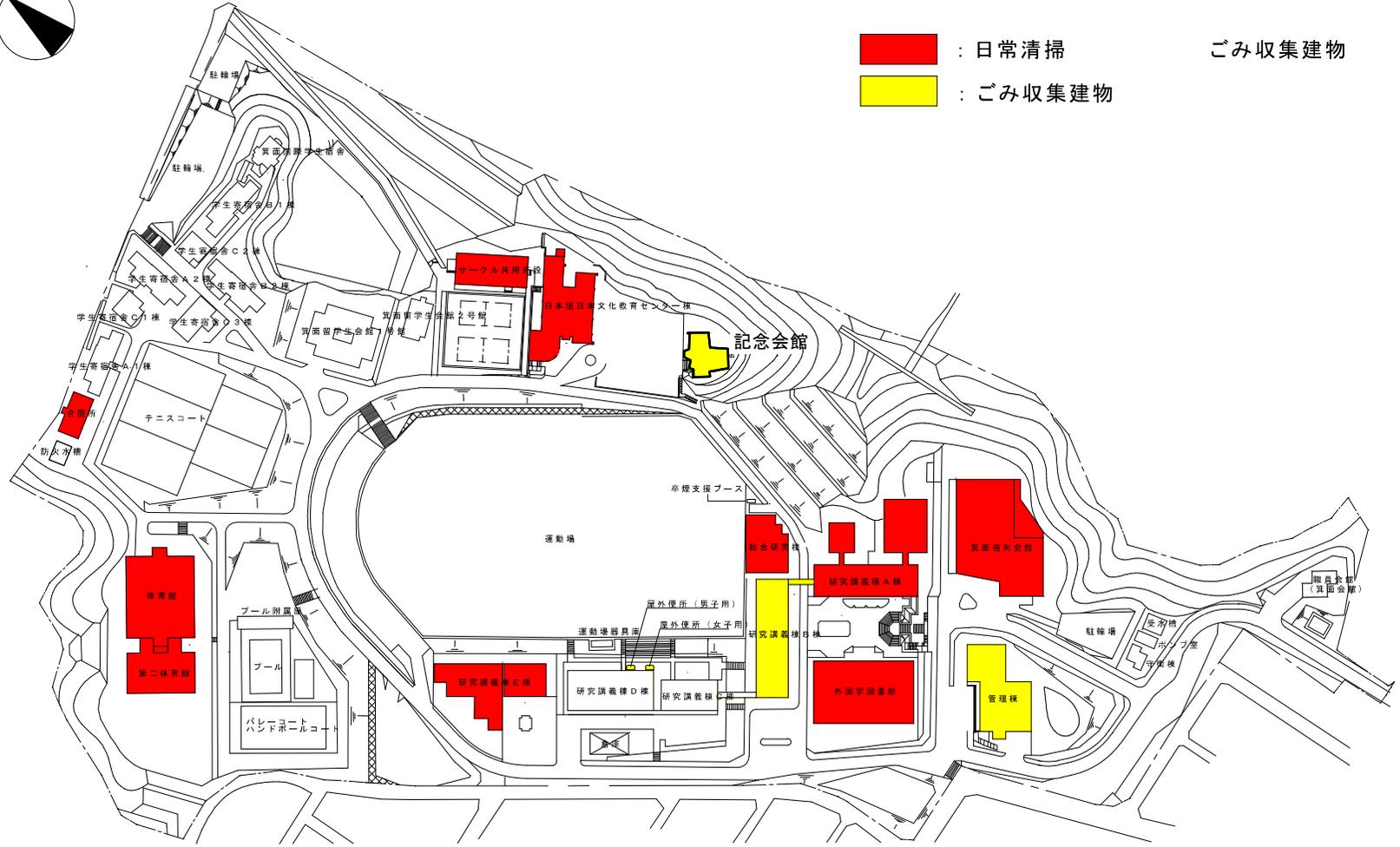
掃後に施錠し返却すること。

- ②授業予定を本学担当職員に確認し、授業等に支障のないよう効率よく清掃作業を実施すること。



- : 日常清掃
- : ごみ収集建物

ごみ収集建物



民家

建物配置図

